

## 令和2年度京都府日本型直接支払制度支援委員会の概要

1 開催日時：令和3年3月26日（金） 10：00～12：00

2 開催場所：リモート

3 出席者：

【委員】 星野委員長、柏尾委員、中尾委員、中村委員、西川委員、藤原委員

【事務局】 農村振興課 田村課長、田中参事、大島補佐、森本主査、和久田技師  
農産課 椋平課長、中村補佐、堀主任

4 議題：

(1) 令和2年度の取組状況について

(2) 多面的機能支払交付金における広域活動組織設立の事例

5 内容

(1) 令和2年度の実施状況について

○委員からの主な質問・意見

- ・ 中山間地域等直接支払交付金について、水田率、緩傾斜地率が高く、交付金の使途が共同活動への配分が多いという特徴がでているが、その理由をどのように解釈しているか。

また、その特徴は、京都府の支援のあり方に反映しているか。

→ 京都府は大規模な畑地帯がなく、中・北部は水田農業が中心のため水田率が高いと考える。畑のほとんどは山城地域の茶畑である。

緩傾斜率が高くなっている理由については、急峻な標高の高い山が少ないという地形的な特徴もあるが、積極的に緩傾斜地域を交付対象としている市町村が多いことも要因と考える。

※（国の緩傾斜農用地のガイドラインでは「急傾斜農用地と連担している場合」や「緩傾斜という条件に、高齢化率や耕作放棄率が高い場合」など緩傾斜農用地の対象範囲を示している）

共同活動への配分率が高いという点については、国は個人配分を50%以上と指導をしているが、京都府では以前から積極的な個人配分を指導していない。

京都府の支援のあり方とは、少し違うかもしれないが、地域の共同活動に重きを置く交付金は地域の底上げのために活用してほしいとしてきた結果と考える。

- ・ 多面的機能支払交付金について、山城地域の取組が少ない要因は何か。

→ 要因としては、都市化が進み、非農家の占める割合が多い地域で合意形成が進ま

ないことや地域外の方が営農している農地、いわゆる入作が多いこと、茶畑の多い地域では、畑の交付単価が低く、事務作業と交付金が釣り合わないことなどとなっている。

- ・ 環境にやさしい農業や生物多様性の保全を農業の付加価値につなげる取組は府内で進んでいるか。
  - 地域毎に、積極的な取組が続いている。例えば、中丹地域では化学合成農薬・化学合成肥料を5割低減して栽培したJA京都にのくにのオリジナル白米「丹の国穂まれ」が販売されており、購入者から「安心・安全でおいしいお米」と評判である。また、府内各地で環境保全型農業直接支払交付金における有機農業のメニューを選択する生産者の増加が見られることから今後、さらなる環境保全型農業の面積拡大が見込まれる。
  
- ・ 環境保全型農業直接支払を活用している農業者が生産した農産物を認証し、府独自のロゴを作り差別化を図るといった取組も農業者の意欲向上につながるのではないか。
  - ご指摘のとおり、減農薬・無農薬など環境保全を後押しする農法は、生物多様性保全のみならず、近年消費者の関心が高まりつつある、食の安心・安全に寄与する重要な要素となっている。このような状況を踏まえると、差別化によって生産者の栽培意欲向上、所得向上などに繋がる可能性は十分あり、今後、検討していきたい。
  
- ・ 広域化を推進するために、府が独自に取り組んだ対策はあるか。
  - 広域化の推進に特化したものではないが、府、市町村、農業団体で構成する推組織である京都府農地・水・環境保全向上対策協議会の取組として各地域に現地推進員を配置し、広域化の話し合いサポートや保全活動に対する相談活動を行っている。
  
- ・ 事務作業の負担軽減は、制度創設当初から要望があり、国は対応しているが、なかなか効果が上がっていない。これ以上の事務軽減は可能か。
  - 国には事務負担軽減に取り組んでもらっているが、制度が複雑なものも事実と考えている。適正な制度運用と事務負担軽減は表裏一体であるが、国に対しては負担軽減を要望し続けたいと考えている。

また、事務作業の合理化や省力化も必要であり、広域化はその一つの対策でもあると考えている。
  
- ・ 環境保全型農業直接支払について、環境保全型農業に対する農業者の理解醸成がまず必要で、活用できる制度の啓発が重要と考える。制度が難しい部分はあるが、

京都府や市町村の担当者がわかりやすく翻訳することも必要。

また、日本型直接支払は3対策あるので、それぞれが連携することも必要と考える。

→ 支援制度はあくまで手段あり、本来の制度趣旨の啓発をしっかりとやっていきたい。  
3対策とも同様の課題があるので、情報交換しながら進めていきたい。

・ 多面的機能支払の資源向上（共同）について、例えば、景観形成に取り組んでいる組織数が全体に占める割合などのデータはあるか。

→ 令和2年度の詳細な実施状況の取りまとめは、令和3年夏頃を予定しているので、取りまとめ次第、情報提供したい。

## （2）多面的機能支払交付金における広域活動組織設立の事例

○委員からの主な質問・意見

・ 広域組織の事務局に1名専任者を配置しているとのことだが、どのような者が担っているのか。

→ 地域おこし協力隊の任期終了者に担ってもらっている。行政と地域の橋渡しをしていた。

・ 中山間地域等直接支払の集落協定について、広域化の動きはあるのか。

→ 中山間地域等直接支払は、広域化が進んでいない。急傾斜地の多い集落と緩傾斜地の多い集落とで協力関係を結ぶことが難しいと聞く。交付単価が違うことが影響していると推測される。

・ 非農家の活動への参加や新たな人的資源を取り込むための活動を行っているか。

→ 交流人口を増やし、地域外の人に活動に参加してもらおう構想はあるが、交流活動や旅行会社と協力して地域の魅力発信などは実施しているものの、活動への参加までは十分つなぐことができていない状況である。

・ 地域の方には思いもよらない活動が、地域外の方には魅力的に感じることもあるので、地域外の方が活動に参加することにつなげてほしい。

・ 活動組織の広域化の取組は、最初どのようなきっかけで始まったのか。

→ 大宮地域は、各集落の区長らで話が進められ、市は少し手伝った程度であった。上宇川や久美浜については、地域でまず話し合いの場を持つことを働きかけ、市から検討内容やスケジュールを提示し、話し合いを進めてもらった。

- ・ 専任で広域組織の事務を担う人材を配置しているとのことだが、雇用として成立しているのか。

→ 広域組織の専任職員として雇用契約をしているが、その収入だけでは生活できないので、地域の農業法人の職員もしており、複数の仕事を組み合わせている。

- ・ 他地域でも地域おこし協力隊に最初から入ってもらい話し合いをしていくことは可能と考えるか。

→ 可能性は大いにあると考える。地域おこし協力隊の方は、様々な経験を持つ方が多く、アイデアなども提案してもらえる。

#### <全体を通しての意見>

##### ● 3対策の横連携や他の施策との連携

- ・ 集落営農で有機農業に取り組み、共同利用機械を中山間地域等直接支払交付金を活用して整備するといった各対策の交付金を上手に活用する例を複数もって、地域の実情に合わせて提案していくこと、事務の集約化も合わせたパッケージにすると関心を持ってもらえるのではないか。

- ・ 3対策がそれぞれ縦割りになっている。横にも活用できれば、より柔軟性がでて活用の範囲が広がる。

- ・ 耕作放棄地になりそうな農地の活用策など「人・農地プランの実質化」との連携は不可欠と考える。

##### ● 多様な人材の確保や外部からのサポート

- ・ 農福連携を積極的に推進することで人材の確保につなげたり、地域おこし協力隊や、Iターン、Uターンの人材活用も必要と考える。

- ・ 地域の構成員が減少し、高齢化が進んでいる現状では、機能を分化させることも必要と考える。

例えば、地域と行政の間を媒介する「機能を特定したサポーターの雇用」、「地域人材の育成」、「事務手続などの専門家育成」などを支援する仕組みができないか。

- ・ 活動組織の負担を軽減するという視点で第三者機関が事務作業を一部代行するようなことも必要ではないか。

- ・ 広域化で事務を集約し、加算制度を活用して事務の人件費を賄うなど上手な制度活用を誘導すること、交付金事務を地域おこし協力隊終了後の副業としたり、パソコンの得意な移住者に依頼することもよい方法ではないか。

- ・ 地域の応援者を作ることなど、「人」の動きを生み出していくようなプログラムの開発が必要となってきた。人を誘致する仕掛けやアイデアの蓄積が必要と考え

る。

- 地域外の農業法人との連携が考えられないか。オペレーターの派遣など、人の往来システムなども今後の対策として必要なのではないか。